郷中教育における話し合い活動

——詮議について——

日 高 正 信
（鹿児島市立少年自然の家）

1 郷中教育の概要

江戸時代の薩摩藩は，鹿児島城（内城）のほかに，各郷村に武士を郷士として配置して兵農一致の政策をとらせる外城制度を実施していた。鹿児島城は内城で，薩摩51郷，大隅42郷，日向諸県郡20郷の計113城を外城として，薩摩藩の防衛にあたらせた。明治4年（1871）の統計によれば，鹿児島県の人口の26%が士族，73%が平民であった。（全国平均は明治6年で，平民約99%，武士0.56%）[1]「人は石垣，人は城」は薩摩藩の防衛方針であり，城下士，郷士の子弟の教育・訓練は，いわば，そのための前提条件だったといえよう。この城下士，郷士の子弟の教育・訓練は，薩摩藩独得の青少年教育制度，すなわち郷中教育の中でおこなわれた。

ただ，郷中教育といっても鹿児島城下と外城の郷とでは多少異なる面もあり，一律には論じられない。ここでは，鹿児島城下の例を取り上げながら，その概要について述べておく。

(一) 郷中の組織

鹿児島城下では，武士の居住する区域は，方限（ほうぎり）と呼ばれる戸数70戸ぐらいの単位で区分されていた。[2] 郷中というのは，元来，この方限の意味であるが，藩政時代を通じて，同じ区域，すなわち同一方限内における青少年の士風練磨を目的とした団体をさす意味でも使われるようになった。郷中の組織は，最初は咄相中（はなしあいじゅう）という名で文献には出てくる。同一方限の青少年の仲間同士ぐらいの意味であろう。

郷中の成員は，以下のように構成される。[3]

- 稚児
  - 小稚児（こちご）……6，7歳～10歳
  - 長稚児（おせちご）……10歳～14, 5歳
- 二歳（にせ）……14, 5歳～24, 5歳
- 長老（おせ）……24, 5歳以上

幕末の頃の鹿児島の郷中は23あり，郷中の組織内における稚児集団の人数は3～40名ぐらいであった。(4)

小稚児は長稚児の指導を受け，長稚児は二歳の指導を受ける。長稚児の間からは稚児頭が選ばれ，稚児集団のまとめ役，世話役の仕事を受け持った。二歳達の間からは，文武，人格，識見秀い出たる者が二歳頭（郷中頭）に選ばれた。この二歳頭を中心に，郷中のあらゆる問題は二歳達によって話し合われ，処理された。どうしても二歳達の手に負えない問題が生じた場合，長老に相談した。長老とは24, 5歳を越し，妻帯したり，役職に奉じたりするために郷中の第一線から退いた者である。彼らは，郷中の問題については，このように相談を受けるような重大事件のみ関与した。郷中内部においては長幼の序は厳格であったが，交際は親密で，その結束は固かった。(5)

また，小稚児から長稚児の組に入る時は，独特の通過儀礼があった。今まで対等であった小稚児の仲間から押さえつけられたり，長箱の中に入れられて座敷中転がされたりする。これを経て長稚児の組に入ると，対等であった今までと違い，絶対服従しなければならなかった。(6) 長稚児から二歳の組織に入る際は，もっと厳粛であった。諸先輩が居並ぶ前で，掟を読み，それに背反しないことを誓った。(7)

(三) 郷中における話し合い＝詮議

郷中教育には，詮議と称する独特の形式の話し合いが存在した。後述する「二歳咄格式定目」やその他の文献では僉議，もしくは穿議と表記されている。日本国語大辞典によれば，詮議の意味は①評議して物事を明らかにすること，またその評議，②罪人の取り調べ吟味，または罪人の捜索，とある。また僉議の意味は，多人数で評議すること，またその評議，衆議。評議，評定の結果をもいう，とある。しかし，郷中教育においては，独特の形式の話し合いを意味する言葉として使われている。

松元彦三郎は「郷中教育の研究」において詮議を二つに区分している。(8) 第1は，日常生活の中で武士としての規範から逸脱するような行為があった場合，それを戒めるためにおこなったもので，これを生活詮議と称している。(9) 第2は，「汝の父に瀕死の重傷を負わして逃げて行く者を見かけた場合，まず第1に汝はいかなる処置をとるか」というように，緊急の事態を想定した設問を課し，それに対して迅速的確に武士らしい判断と行動がとれるかどうかを問うものである。(10) この種の詮議は忠孝節義の倫

理観に基くもので，父の介抱か敵討か，というように価値葛藤の場面が含まれているものが多い。松元は，この詮議は，架空上の問題設定であり，知性的性格をまぬがれ得ないとして，これを知性詮議と称している[11]。郷中においては，詮議といえば，普通この後者をさして言うことが多かった。このように，詮議を生活詮議と知性詮議に区分することは，その特質を理解する上で，きわめて有効な方法であろう。しかし，知性詮議といっても，松元の言うように，求められたのは，あくまでも実践に即した現実的判断であったとすれば[12]，知性詮議という名称は適切さを欠くのではあるまいか。それ故，ここでは，知性詮議という名称に代えて，課題を設定して詮議をおこなうことから，課題詮議という名称を用いることにしたい。

この課題詮議の最古のものは「薩藩旧伝集」に見られ，23代藩主島津宗信が13歳の時，御守役の伊集院俊矩から「僉議」をかけられた，とあるのが最初である[13]。その問題は，「親の敵（かたき）を求めて旅をしている途中，嵐のために船が遭難した。危ないところを幸い救助されたが，救ってくれたのは，探し求めていた敵であった。その時，どうされるか」というものであった。それに対し，幼少の宗信は「危難から救助されたことについては，相手に篤く礼を述べ，その後で，親の敵であるから，是非もなく，覚悟せよと申しかけて相手を討ち果す」と答えたという[14]。

郷中教育の活動の中で，旧伝読みと称して，この「薩藩旧伝集」を読む会が催され，薩摩の名君や賢臣の言行，事蹟を学んだ[15]。このことが，課題詮議を各郷中の活動に取り入れさせる契機となったものと思われる。

(三) 郷中の生活

詮議は，郷中の中でどのようにしておこなわれていたのであろうか。郷中の活動を追ってみよう[16]。

小稚児は，朝早く起きて，門閾（しきい）に片足をかけて，明六つ（午前6時）の鐘を待つ。鐘と同時に飛び出して，郷中の先生の所へ行き，到着順に四書五経などの素読を教わる。朝食後，朝の復習を済ませ，広場に集まる。そこで，大将防ぎ，降参言わせなど，集団での遊びがおこなわれる。雨の時は，大名かるた，武者かるたなどの遊びがこれに変った。午前10時になると遊びをやめて，二列に並んで復習の座元に向かう。この復習の座元は，郷中の家々が交代で，稚児達の学習場所を提供するしくみである。小稚児はこの復習の座元で長稚児の指導を受けながら，朝食前に先生から習ったところを復習する。この復習の前後に，長稚児は子稚児に対して，父母の言うことを聞くか，とか，何か言うことはないかと尋ねる。この時，○○はこういう悪いことをしたというような申告が出されると，その者は座の真中に引き出され，その理由が問われる。非行の程度によって，訓戒，罰読などの処罰がおこなわれた。

長稚児は，このように子稚児の指導をする一方，藩校に通ったり，二歳達の指導を受けたりする。二歳達が藩校や勤めから帰宅する午後の時間帯や，夜咄の座元などが，これにあてられた。[17] 特に夜咄の座元では，二歳～長稚児間で，日常生活の反省を生活詮議の形でおこなった。また，課題詮議の方も，稚児向の比較的やさしい問題が課せられたりした。その後，二歳達のおこなう軍書読みや詮議を傍聴したりして，午後8時には二歳達に伴われて帰宅する。二歳はその後再び座元に集合して，自分達だけで軍書読みや詮議の時間を持った。二歳達にとっては，最も充実した楽しい時間だったようである。時には夜遊と称して，強行軍や遠足などをすることもあったという。[18]

以上のような平日の日課に加えて，毎月特定の日を式日，式夜と定めて集合し，郷中の運営上の問題について話し合ったり，風紀の乱れが生じないよう戒め合ったりしている。[19]

このほか，節句や四季おりおりの年中行事では，二歳も稚児も一緒になって楽しんだり，心身の鍛練がおこなわれたりした。

2 二歳の詮議

詮議，特に課題詮議は，夜咄の座元などにおいて，二歳達の間で盛んにおこなわれた。それは，彼らが武士としての修養を深めるための重要な学習方法であったのみならず，日常生活の中で派生するさまざまの問題を解決するのにも役立った。

二歳達の間で，詮議がどのようにおこなわれていたかを見てみよう。

まず，課題詮議の問題は，[20] 内容面から，次の三種に分類される。

(1) 日常生活の中で生じる可能性や処世上の問題

「無二の親友あり。果実または物を持ち来たり。汝と共に食してのち，其物は窃（ひそか）に盗み来りし事実を告げ，汝に他言せざることを切望せしときは如何」

「両人の武士あり。互いに抜刀闘争するものに逢いたるときは如何」

(2) やや抽象的な倫理観に関するもの

「我等近所へ，別（わけ）て儒学を好みて朝夕講読し人の師匠にもなりぬる人ありき。然れども不孝にして，母を火烟管を以て打つこと折々なり。如何なれば学文してもその詮なく，かく不幸なるべしや」

「義とは，如何様のことにて御座候や」

(3)　歴史上の人物や事件を主題にしたもの

「弁慶，安宅の関にて義経を打擲せしは，臣としてあるまじきことなり。如何。」

「韓信，市人の股を潜りしは，恥ならずや」

(1)の問題は，いわゆる生活詮議で取扱われる問題が定型化してできあがったものであろう。

詮議は，二歳達の間では，夜咄の座元の軍書読みの後などにおこなわれることが多かったという。当時の二歳達の間で読まれた軍書は，武王軍談，漢楚軍談，武田三代記，北条九代記，三楠実録，三国誌など[21]であった。このことから推測すれば，(3)のように〈軍書読み→詮議〉との関連において，軍書の中の事件や人物を主題にして詮議がすすめられたことは，現存する詮議の問題以上に多かったのではあるまいか。

二歳達の間で詮議がおこなわれる場合，まずクジ引きで一番若い番号の数字を引きあてた者が，詮議を掛ける立場，つまり発問者になったという[22]。しかし，この「詮議を掛ける」立場の者が問題を課するとしても，二歳間の年齢の序列を無視して自由に解答者を指名できたのか，あるいは年長の二歳や二歳頭は，この詮議の座においては特別の役割を担っていたのか，などの点は，今のところ不明である。立場上，リーダー格の彼らが，若い二歳達の詮議の展開を見ながら，助言や示唆に近い質問をしたであろうことは想像される。明治44年に出された「薩藩士風考」によれば[23]，詮議の形態としては一人で答える場合と，討論の場合と二通りあったという。（図参照）

図　詮議の定義（「薩藩士風考」より）

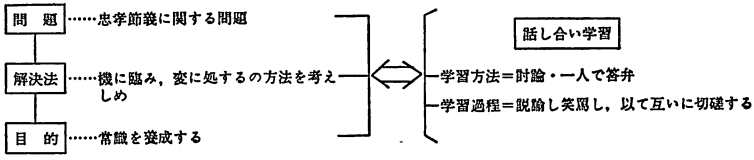

詮議の問題は忠孝節義に関するものであり，解答は迅速的確な判断が要求された。解答を間違うと「笑罵」や「説諭」が待ちかまえていた。従って詮議の場の雰囲気は，曖昧な，その場限りの言い逃れや良い加減な解答を許さない，厳しいものであっ

たといえよう。時には詰問されても答えられず，涙を流して悔しがる者もあった[24]。この詮議の場は，議論を闘わすことはあっても，弁論が目的ではなく「機に臨み」「変に応じて」武士らしい行動ができるように「心得」と「覚悟」を「討究」することにあったという[25]。しかし，話し合いとしても，解答者が懸命に考えて解決策を探り，周囲の者が敏感にそれに反応し，納得できる解決策に到達するまで，問いかけを重ねていくという，きわめて豊かな過程をはらんだものになっている。これは，緊張した場の雰囲気が，話し合いに好い影響を与えるように作用したのであろう。

嘉永元年（1848）大久保利通19歳の時の日記が残されている。それによれば，大久保は正月8日を皮切りに，ほぼ2，3日おきに得能新助，浜田竹林，税所篤らと，泊りがけで夜遅くまで会読をするほか，式夜の会合や夜咄の座元にも出席している。正月13日の日記には，得能宅にて上記の友人らと，会読と詮議（＝僉議）をおこなったことが記されている[26]。

（史料1）

「……夜入前ニ行着キ，直ニ会読初リ拙者一番ニテ，ソレヨリ浜田氏遜氏（得能）ニテ，夜段々僉議も有レ之，夜入過ニ相済シ，ソレヨリ咄（ハナシ）ニテ段々馳走ニテ，今晩ハ一宿致ス可シト申セ被（ラ）レ候付，両人共一宿いたし候……」

この夜の詮議は，「段々僉議も有レ之」とあることから，前述のようにクジ引きで役割を決めておこなう改まったものではなく，会読の内容を，自然に詮議の形態で話し合ったものといえよう。

大久保日記から，当時の二歳達は個人学習よりも，数人の仲間との集団学習によってお互いに切磋琢磨しながら自己形式を図っていること，そして，詮議がそのための重要な学習方法になっていることがうかがえる。

また一方では，詮議は日常生活の中で，具体的な問題解決にも役立っている。

（史料2）

「……昔の詮議はずいぶん盛んなもので，時によると，先輩方の議論になって何日もかかる事もあったと聞いています。辺見十郎太さんの父，辺見仲太と云う方は，なかなかの弁者で詮議の雄将，他の郷中の連中と議論でもある時などは，自分の方に少し位弱みがあっても，大がいは言いまくって勝って帰る人であったと云うことです。また，平方限の三島五郎兵衛と云う方，これもなかなかの人物であって，かつて五郎兵衛さんが平の人々と小野樋に水浴びに行かれた時，草牟田方の人々も一緒に水浴びに来ておられて，草牟田の人が平の人に水を飛ばしたそうです。そこで五郎兵衛さんなどは『何故水を飛ばした』と尋ねる。草牟田の人は『イヤ飛ばせはせぬ』と，いわゆる水掛け論で，論論がなかなかひらぬ。そのうち，平のオセの人が来られて，五郎兵衛さんなどに『この場はこれで帰れ』と言われたので命に従い，五郎兵衛さんなど

は帰られましたが，その夜五郎兵衛さんはただ一人草牟田の方へ出かけて行かれました。草牟田でも五郎兵衛の事だから，きっと今夜来るに違いないと，或る所へ，オセの方々も一緒に集っておられる。そこへ五郎兵衛さんが行かれて，その日の小野樋の出来事に付いて詰問されました。曰く『今日は私共へ貴公方より水をお飛ばせになりました。いやしくも侍たる以上，知ってお飛ばせになる筈はないと考え，それで，何故お飛ばせになったかと，当方より御案内申上げた次第であります。当方では，きっとこれは，貴公方より知らずに飛ばしたと御挨拶のある事を考えていましたのに飛ばせぬとの仰せ，これまた武士たる者が他人に水を飛ばせるというような無作法不礼をする筈のものではありませぬから，斯くお答えなさったでしょうが，またお飛ばせになったでこそ，当方より前の如く御案内申上げたのに，それに対して相当の御挨拶なきは如何にも心得ませぬ』と理を詰めて申されたので，草牟田の人々も理の当然に一言の返す言葉もなかったと云う事です。これなども，平素詮議で練りつめておる結果，実際の場合に処置を誤らなかった例だろうと思います。……」

（表記は現代かなづかいと，新字体に改めた）

この史料により，郷中間の競争，対立が烈しいものであったこと，また，その対立も，話し合いというよりは，論争によって決着をつける傾向があったことがうかがえる。まさに，郷中間のディベートコンテストの観がある。しかしながら，鹿児島には古くから「議を言うな」という方言がある。先輩に向かっての抗弁や，過度の自己弁護，空理空論などはこの一言で封じられる風潮がある。郷中における詮議の隆盛とは相矛盾するようであるが，この一言は，詮議の場において「少ない言葉で，最大の説明をおこなう」という条件を二歳達に課したのではあるまいか。

三島五郎兵衛の見事な弁論は，自由に何でも語る中からではなく，逆に，このような制約の中で語ることの賜かも知れない。

岩崎宰は，上記の資料の別の箇所で「当時は何をやるにも誠意真剣で殊に詮議の時など全く真剣で」と述べている。このような真剣さは，問題解決学習としての詮議の持つ教育的効果を引き出すのに，大いに役立っているといえよう。

3　若者組との比較にみる郷中教育

(一)　比較の前提

郷中教育は，同時代の他の青年集団に比して，どの面で共通し，どの面で違っていたのであろうか。

従来郷中教育について語られる場合，武士階級の間では，江戸幕府にも全国諸藩にも類似例を見い出せないこともあり，他の青年集団との比較の上で語られることはあまりなかった。しかしながら，農民，漁民などの青年集団に眼を向けてみると，どうであろうか。鹿児島の場合，農民の子弟の組織も郷中教育の組織と類似している[29]。その源流はどちらの側にあるのか，ここでは論じられないが，相互に影響しあっていることは十分考えられる。

ここでは，若者組，若衆組，あるいは若勢組など，さまざまの名称で呼ばれている同時代の青年集団のいくつか（以下，若者組と呼ぶ）と，郷中教育とを比較してみることで，郷中教育の独自性を明らかにしてみたい。

ただ，この郷中教育と若者組とを比較してみる場合，いくつかのことを前提条件としなければならない。

第1に，郷中教育を他の青年集団との比較において見て行こうとすれば，その比較の対象は，当然郷中教育と無関係な地域の青年集団でなければならないということである。

第2は，両者の組織構造の違いである。郷中の組織は，郷中（方限），若者組は在（農村）や浦（漁村）などの村落，というようにそれぞれ地域社会に立脚する集団であることには変わりはない。しかし，郷中の組織は，二歳集団単独ではなく，二歳集団と稚児集団（小稚児と長稚児）とセットで考えなければならない。郷中教育において，子稚児や長稚児の存在が確認できるのは，宝暦4年（1754）「子稚児相中掟」や「長稚児相中掟」の制定によってである[29]。それ以前にも子稚児や長稚児の組織が存在しており，この時点で成文化されたものか，あるいは，組織そのものが新たに創設されたのかは不明である。いずれにせよ，郷中教育の組織は二歳集団と稚児集団によって構成される複合集団である点に，その特徴があるといえよう。

若者組の場合も子供組―若者組―中老組―年寄組というように，村内における年齢階梯集団の中で位置づけはされているが，子供組と若者組の相互作用は，それ程頻度が高かったとは思われず，一方を無視しても，十分その存在を解明できるであろう。しかし，郷中教育の場合は，片方を抜きにしては，全体を見失う危険性がある。

第3に，両者の性格の相違である。若者組は，防災，警備，冠婚葬祭などで一定の役割を担いながら，村の伝統的秩序を守るための礼儀作法やしきたり，仲間づき合いの方法などを学ぶ場であった[30]。つまり，若者組の場合は，村落共同体の中でその役割を明確に位置づけられた機能集団としての一面と，学習集団という，もう一つの面を持っている。これに対し，武士階級の郷中の組織は，純然たる教育・訓練のための学習集団である。

以上のような事を前提としながら，両者の比較を試みてみたい。

(二) 郷中の組織と若者組——両者の比較——

(1) 集団の持つ閉鎖性

若者組の掟に「寄合で取極めしたことは兄弟成とも決して他言いたすまじく云々[31]」（静岡県賀茂郡下河津村の条々）とあり，郷中の方にも「此儀は咄外の人絶えて知らざる事にて候事」（二歳咄格式定目）とある。若者組の村落内における社会的役割は大きかったが，その活動は原則として村落内で完結するものであり，それ故に閉鎖的性格を帯びざるを得なかったという指摘もある。

村の者にとって，外から入ってくる者はヨソ者であり，警戒を怠ってはならなかった[33]。また，娘と後家は若者組の支配下にあるものと見なされ，村外の者との結婚に際しては，若者組の承認的手続きを必要とするところも多かった[34]。

商品経済の発展に伴い，村々の距離が縮まり，宿場やその他の場所で，他村との接触の機会が増えてくると，村外の男女の結婚も多くなる。その際は，お互いの協定で恋の越境料の酒を出させることが流行したという。これなどは，他村の若者組との友好的な関係の珍しい例であろう。多くの場合が対立関係にあるため，他村の祭りや相撲見物が争いの種にならぬ様戒告した条目も見られる。

郷中教育においても，他の郷中は常に競争相手であり，他の郷中に負けまいという意識が，鍛練や学習のバネになっている。対抗意識は，特に，稚児仲間において著しく見られ喧嘩が絶えなかった。故意に切れかかった糸で凧を揚げ，それが切れたと言って隣の郷中に入り込み喧嘩をしたり，場合によっては，隣の郷中との境に足をかけて待ち，相手が出てくると，物も言わずに飛びかかったという[37]。

稚児間の喧嘩は大きくなると，お互いの郷中の二歳同士の話し合いによって決着することもあった[38]。

「他所へ出候時，後よりひっちゅうふくとき，跡見る間敷事」（小稚児相中掟）などは，喧嘩の発生を未然に防止するねらいもあったのであろう。

二歳達の場合には，藩校や勤めの関係もあり，個人的には他の郷中の連中との接触や交際も当然あり得た。しかし，郷中対郷中の関係となると，史料2に見るような対立抗争が展開される。

若者組においても，郷中の組織においても集団内部の親密さが説かれる一方，外部には極端な排他性を示した。このような集団としての特性は，若者組の場合，変わることはなかった。郷中の場合，対立的風潮に改革の手が加えられるのは，28代藩主島津斉彬の時である。嘉永5年（1852）5月の訓令で，城下各方限の郷中制度の改善，

士道の振興などについて訓示している。「近年諸士の風俗よろしからずいささかの事より争論に及び」と喧嘩口論を戒め，「国の固め」になる者として，礼を尊び文武両道に励むべきことを説いた。[39]

時勢の変化は，郷中の二歳達にも変化を迫るようになってくる。

（史料３）

「……維新以前幕府の衰退する時世になり天下多事のとき柴山兄弟両橋口等は交際を広くし，郷中の掟の第二条に『他郷の人とは交わるべからず』とあるを，柴山兄弟等が最早時勢も違ひたる故掟等に関せず活動し，今迄の通り墨守すべきではいかぬとて高麗町其他方限の有志の人々とも交わりて国事に奔走せられた。」[40]（・印原著）

(2) 「掟」による生活規範の教え込み

若者組においても，郷中の組織においても特定の指導者は存在しなかった。

郷中教育の場合，既に述べたように，郷中内部の問題は二歳頭を中心に，二歳達の間で話し合われ，どうしても解決がつかない問題のみ，長老に相談した。

若者組の場合も，村の中で大きな勢力として認められていたと同時に，その内部の問題に対しては，大人の介入は原則的にはできなかった。

このように，両者とも，青年達の手で集団が自主的に運営されていた。そして，その価値判断や行動の根拠となったものが掟であろう。

若者組は，青年達にとって，伝統的なしきたりや挨拶，仲間づき合いの方法などを学ぶ場であった。そこで教え込まれるものは，伝統的な価値観に基くものであり，大人社会に入るためには不可欠のものであった。若者組の規約―掟―は，その伝統的価値観が凝縮された形で盛り込まれたものといえよう。

成文化されている掟に記されていることは以下のようなことである。

- 御公儀様の御法度をかたく相守ること
- 親兄弟，親類・夫婦・朋友・村民としての道に背かないこと
- 御公儀様はもとより主人・師匠・年上・目上の人を尊ぶこと
- 喧嘩・口論・博奕・盗取すまじきこと
- 勤勉，質素倹約，神仏・祖先の尊崇[41]

これらは，幕藩体制の根底をなした儒教倫理の反映であり，当時のあるべき庶民像だったともいえよう。しかし，これらの条項が成文化されたのがほとんど天明年間以後であったということは，弱体化していく幕藩体制の引き締めのために，上からおろされたとも考えられよう。[42]

これに対し，成文化されずに，口頭で伝承されてきた掟では，挨拶，伝言の仕方，

若者宿での作法やしきたりなど，日常生活の具体的事項に関するものが多い。[43]

庶民層と文字との関わり合いを考えてみるならば，若者組の中で青年達が学び取った多くの事は，成文化されていない掟の方にあったと思われる。ちなみに，静岡県賀茂郡宇久須若衆組においては，文政10年（1817）に制定された若者条目は，親方（若衆取締り）が仲間入り（成人式）の際読み上げるだけで，その具体的な解説を生活万端にわたって，先輩から細かく学んだという。[44]これらの掟は，若者組に加入する際に口授され，所定の日まで覚えているかどうか検査されたり，若者宿などで細かく数え込まれたりする場合が多かった。[45]

郷中教育の場合も，掟を二段階に分けて考察する方がわかりやすい。

まず，第一段階は慶長元年（1598）に出された「二歳咄格式定目」である。これが出された経移については，次のように述べられている。

豊臣秀吉の朝鮮出兵に際して，鹿児島から約一万の将兵が海を渡った。このため，鹿児島の城下に残留する者は老人婦女子と青少年だけという事態になり，青少年の風紀が乱れた。これを心配した留守役の新納忠元によって制定されたのが，「二歳咄格式定目」である。[46]

これによって二歳達が集まって士道を練磨するための青少年の組織（咄相中）が結成され，郷中教育が制度的に確立してくる。

この「二歳咄格式定目」は，第一項「武道を嗜（たしな）むべき事」から始まり，虚言を戒め，心身の鍛練し，忠孝の道に背かない立派な武士になるよう説いている。この中で，話し合いを指示した条項が，９項中３項にわたっていることは見逃してはならないであろう。第二項に「兼て士の格式判断なく穿議（せんぎ）すべき事」，第四項に「咄相中何色によらず入魂に申合せ候儀肝要たる事」とあり，更に第六項では，他所で判断がつかない問題に遭遇した際は，「（咄）相中得と穿議致し」間違いのないようにせよとある。このように，郷中教育は，その成立時点から話し合いの必要性を説いている。「二歳咄格式定目」は，その後の郷中教育のいわば指導規準となったものであり，きわめて倫理性の高いものである。[47]

第二段階は，「長稚子相中掟」や「小稚児相中掟」，あるいは各郷中ごとの掟である。これらの掟には，他所へ出かけた際の振舞，座元や稽古場では無駄話をするな，幼少の者から物など貰うな，というような，しつけ的項目が見られる。[48]これらは小稚児の時期から，機会あるごとに，細かく教え込まれた。

(3) 制　　裁

若者組においても，郷中の組織においても掟に対する背反行為には，制裁が加えられた。若者組の制裁行為については，全国各地でさまざまの形態が見られる。たき木拾い，縄ないといった軽度のものから，仲間はずし，村八分といったものまで，違反

の程度に応じて処罰が下される。この制裁によって組織の秩序維持を図ろうとしたのであろう。

若者組においては，違反行為を犯した者を取り調べることを，吟味と称するところは割合多かったようである。[49] 郷中教育においても復習の座元，夜咄の座元，式日・式夜などの定例の会合で，詮議（生活詮議）がおこなわれ，武士道に反くような行為がなかったかどうか，厳しく問われた。そして，逸脱行為の程度に応じて，稚児には訓諭，罰読，素手打撮（つま）み廻し，蒲団蒸しなど，二歳には茶瓶負（チョカカロ）わせ（絶交），義絶の制裁があった。[50] 郷中では制裁のことを折檻（せっかん）と呼んでいる。

掟への背反行為――（詮議・吟味）――制裁という流れは，若者組も郷中も同じである。しかし，郷中の場合，当事者に対してその非行の理由を問うた上で，処分がおこなわれた。この点は，静岡県戸田村の浜方若衆組の内緒寄合いと称する制裁，同県宇久須若衆組の「共喰い」（共吟味）と称する制裁などで，被告の立場の者に，弁明が一切許されなかったのとは対照的である。[51]

制裁の際に，このように当事者の言い分を聞くか，聞かないかの違いは，若者組の方は逸脱行為が日常生活や若者組の統制などに直結しているのに対し，郷中の場合は主たる制裁の対象は稚児であり，教育的色彩が濃いためであろうと思われる。[52]

(三) まとめ

若者組と郷中教育の活動を対比的に見てきたが，厳密さに欠け，比較としては意味をなさない面があるかもしれない。若者組と一口に言っても，近世期の青年集団の形態はさまざまであり，郷中教育との比較上対置されるものを典型化できたとは言い難い。

その上で，敢えて大胆な比較をすれば，集団の閉鎖性，掟や制裁の存在，学習集団としての機能など，多くの共通点が見い出せる。

スパルタの青少年教育のプログラムは，ギリシア本土への移住以前から，北方のピンドス山脈の山間聚落で伝承してきたものであるという指摘がある。[53] 郷中の夜咄の座元なども，ネヤドや若衆宿の変化したものと考えるなら，郷中教育も若者組も，発生のレベルでは同じものだったと考えてさしつかえあるまい。

ただ，若者組の場合，性風俗上の伝統やしきたり，制裁行為などが，明治以降の合理的開明的な価値体系からの批判に耐え切れず，学習集団としての機能も学校教育に奪われて行った。

これに対し，郷中教育は，島津斉彬の郷中の改革に見られるように，後進性，閉鎖性を打破する施策が講じられ，学習・鍛練集団として，より一層整備されたものになっていく。更に，幕末～明治の人材輩出という歴史的評価に支えられて，郷中教育は

その後，学舎に引きつがれて行った。

4　おわりに

郷中教育においては，約400年も前から自主的話し合いに基づく活動が奨励され，その中から詮議という独得の話し合い学習が発展していった。

再度「薩藩士風考」の定義（図1）を引用すれば，詮議とは討議による常識養成ということになる。中村雄二郎によれば，弁論と常識の結び着きは，西欧社会では古くから存在したという。つまり，常識の養成は，レトリック（修辞学，雄弁術）を通じておこなわれ，このレトリックは，古代アテネやローマ，ルネッサンスの時代に大いに発展した。[64]

論理学（ロジック）・弁証術（ディアレクティック）が，抽象性と論理性を基盤とする学問大系をなすとすれば，レトリックは具体性と実践的知識に立脚するもう一つの学問の大系をなしてきた。[65]

「一般に他の諸学芸の問題が隠れた遠い源泉に由来するのに対して，雄弁術はすべて公衆に開かれており，いわば，人間に共通の振舞い，習慣，ことばにかかわっている。したがって，他のすべての諸学芸では，ふつうの人の理解力や知力からもっとも掛け離れたものが優れているとされるのに対して，雄弁術では反対に，もっとも不都合なのは，日常生活で使われる言語やコモン・センスにもとづく習慣から外れていることなのである。」

（キケロ『弁論家について』[66]）

常識，つまりコモン・センスとは「社会の中で，人々が共通（コモン）に持つ，まっとうな判断力（センス）」であり，我々はこれなしに日常生活を送ることは困難である。しかしながら，常識は長期間繰り返し使われていく間に，硬直化した生活信条や惰性的な生活習慣に化してしまう危険性がある。[67]「ありふれた知識や惰性化した通念以上のものとしての常識，豊かで洞察力に富んだ知としての常識」は，しばしば「良識」と混同される。[68]（我々にとっては，この両者は同一視してもさしつかえあるまい。）

良識は「人間関係を司り，生活に役立つものを教える一種の感覚（センス）」であり，本能と科学の中間に位置する。[69]良識は決定の速さにおいては本能に劣るが，柔軟さと適応性ではこれを上回る。また，科学の正しさは普遍的なものであるが，決定までに時間を要するのに対し，良識の正しさは，実践的で相対的な正しさではあるが，

決定の速さにおいては科学に勝る。良識における正しさはたえず更新される正しさであり，その判断が適正であるためには，その「感覚」は絶えず磨かれ，教育される必要がある。[60]

詮議を常識養成，それもすぐれた意味での常識＝良識を養成するための学習として捉え直してみると，喫煙や校内暴力などのように，青少年の守るべき社会規範そのものが揺さぶられている現状下では，詮議的手法の話し合いは，今後研究してみる価値はあるまいか。

また，「詮議」による常識の錬磨は，社会や人間への生き生きとした関心を引き出すであろう。生涯教育の前提をなす「自ら学習する意欲と能力」は，このような社会や人間への生き生きとした関心によってこそ生まれてくるのではなかろうか。更に，詮議が小集団での充実した学習体験の場であれば，青少年にとって，詮議は生涯学習の強力なモティベーションとなろう。

〔注〕

(1) 鹿児島県教育委員会編『鹿児島県教育史』（復刻版）大和学芸図書，p. 132
(2) 同書，pp. 115～6
(3) 同書，p. 91
(4) 樺山資紀「学舎の前身郷中制度に就て」（麑城学舎出身東京帝国大学学生会『学舎之研究』1915年，附録，p. 1
(5) 鹿児島県教育委員会編，前掲書，p. 92
(6) 樺山，前掲書，p. 7
(7) 同書，p. 9
(8) 松元彦三郎『郷中教育の研究』（復刻版）大和学芸図書，p. 187
(9) 同書，pp. 187～8
(10) 同書，pp. 182～3
(11) 同書，p. 187
(12) 同書，p. 182
(13) 同書，p. 181
(14) 北川鉄三『薩摩の郷中教育』鹿児島県立図書館，p. 25
(15) 鹿児島県教育委員会，前掲書，p. 99
(16) 以下小稚児の生活の模様は〔樺山，前掲書，p. 4～6〕に拠った。
(17) （旧制）鹿児島二中地歴部会編『薩藩における郷中の研究』1936年，p. 42
(18) 同書，p. 42
(19) 草牟田郷中において，式夜の席の討議事項は以下のようであった。（毎月1日

15日が式夜)

一　郷中風紀の弛張に関する事項
一　人事に関する事項
一　軍書輪読
一　詮議　　議題を課し答弁せしむ
一　基他臨時の重要事項

鹿児島市立草牟田尋常小学校「創立十周年記念號」1934年，p. 369

(20) 詮議の問題は松元彦三郎，前掲書，p. 184，189

(21) 伊知地峻『薩藩年中行事』鹿児島市教育委員会，1937年，p. 82

(22) 松元，前掲書，p. 185

(23) 東郷重資『薩藩士風考』1911年，p. 125

(24) 一

(25) 王利喜造『過去50年間鹿児島教育界の回顧』（『学舎之研究』付録）p. 24

(26) 『大久保利通日記補遺』日本史籍協会，1929年，p. 364

(27) 「岩崎宰氏談」(『学舎之研究』本文）pp. 57～8

(28) 例えば出水郷の兵児二歳と呼ばれる武士集団の組織では，最年少の二歳はコニセと呼ばれたが，農民の場合も同じである。また，制裁の方法，名称なども共通している。

(29) 北川鉄三，前掲書，p. 94

(30) 佐藤　守『近代日本青年集団史研究』お茶の水書房，p. 104

(31) 瀬川，前掲書，p. 163

(32) 佐藤，前掲書，p. 4

(33) 例えば「易者・梓巫女・野士・放家者・歌舞伎者・男達との附合無用」というような若者条目も見られる。

瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』未来社，p. 218

(34) 瀬川清子，前掲書，p. 174

(35)，(36) 同書，p. 214

(37) 樺山，前掲書，p. 4

(38) 伊地知，前掲書，p. 81

(39) 鹿児島県教育委員会，前掲書，p. 88

(40) 樺山，前掲書，p. 15

(41) 瀬川，前掲書，p. 213

(42) 同書，p. 214

(43) 同書，pp. 207～9

(44) 佐藤，前掲書，p. 272

(45) 同書，pp. 272～75. 及び瀬川，前掲書，p. 209

(46) 鹿児島県教育委員会編，前掲書，p. 84

(47) ほぼ，同時代に出水郷において出された「出水兵児修養掟」も同様な性格を持つ。

(48) 鹿児島市立草牟田尋常小学校，前掲書

(49) 瀬川，前掲書，p. 220

(50) 鹿児島県教育委員会編，前掲書，pp. 103～4

(51) 佐藤，前掲書，p. 211，p. 275

(52) 「二歳は幼年と違って各一人前の人格を有する者として徳義を以て互に交際をしておったから，不都合の事あれば先づ互に詮議をなし，若し極端の事情あらば「義絶」をなす，此れは非常な卑怯な事をなしたとか，武士道を破ったとかの重大な場合にあったもので此絶交は稀であった。（樺山，前掲書，p. 9）

(53) 渡辺晶他編『西洋教育史』学文社，1972年，p. 6

(54) 中村雄二郎『共通感覚論』岩波現代選書，p. 153

(55) 同書，p. 153

(56) 同書，p. 154

(57) 同書，p. 30

(58) 同書，p. 143

(59) 同書，p. 145

(60) 同書，p. 147